

承認第3号

専決処分したものにつき承認を求めるについて
(多可町いじめ問題対策委員会設置条例の制定について)

多可町いじめ問題対策委員会設置条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月6日提出

多可町長 戸田善規

専決第3号

多可町いじめ問題対策委員会設置条例の制定について

多可町いじめ問題対策委員会設置条例の制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年5月19日専決

多可町長 戸田善規

多可町いじめ問題対策委員会設置条例

平成29年5月19日

条例第 18 号

(趣旨)

第1条 この条例は、本町が設置する学校におけるいじめ等による重大事態等に係る事実関係を明確にし、当該重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止を図るために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、多可町いじめ問題対策委員会の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第28条第1項の規定に基づき、多可町いじめ問題対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合において、事実関係を調査するものとする。

2 前号に掲げるもののほか、当該重大事態への対処のため教育委員会が必要と認める事項。
(組織)

第4条 委員会は、6人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識及び経験その他のいじめに関する調査審議を行うために必要な知識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(任期等)

第5条 委員は当該諮問にかかる審議が終了したときは、解雇又は解任されるものとする。

2 委員は、第4条第2項に掲げる要件を欠いたときは、委員を辞したものとみなす。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の公平性、中立性)

第8条 委員会は、調査によって明らかになっていく事実のみに誠実に向き合うものとし、公平かつ中立に調査を行う。

(会議)

第9条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員会の会議は、原則として非公開とする。ただし、会議の内容に多可町情報公開条例

(平成17年条例第10号) 第7条各号に掲げる情報が含まれない場合において、委員会が会議の公開を相当と認めるときは、これを公開することができる。

(意見の聴取等)

第10条 委員会は、調査のため必要があると認めるときは、関係者に対し、委員会への出席を求め、事情を聴取し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、事情を聴取しようとする者が未成年であるときは、その者及び保護者の同意を得るとともに、事情の聴取に当たっては、これらの者の心情に十分配慮するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、学校教育を所管する課において処理する。

(雑則)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年5月19日から施行する。

(招集の特例)

2 委員会の最初の会議は、第9条の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年多可町条例42号)の一部を次のように改正する。

区分	報酬の額
いじめ問題対策委員会委員	委員長 12,000円 委 員 10,000円
日額	